

大野市告示第76号

大野市乗合タクシー・和泉乗合バス会員登録制度要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

大野市長 石山志保

大野市乗合タクシー・和泉乗合バス会員登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内を運行する乗合タクシー及び市営バス和泉乗合バス（以下「和泉乗合バス」という。）において、利便性の向上を図ることを目的とした会員登録制度を設けることについて、大野市営バス運行に関する条例施行規則（令和6年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる公共交通)

第2条 会員登録ができる市内の公共交通は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乗合タクシー大矢戸・乾側線
- (2) 乗合タクシー森目・阪谷線
- (3) 乗合タクシー友兼・蕨生線
- (4) 乗合タクシー小山・木本堀兼線
- (5) 和泉乗合バス

(対象者)

第3条 乗合タクシーの会員登録ができる者は、前条第1号から第4号までの各線が運行する区域に応じ、田園集落地域として集落等に乗降場所（時刻表等におけるまちなか停留所以外）が設けられている別表に記載する行政区内の住民とする。

2 和泉乗合バスの会員登録ができる者は、和泉地区の住民とする。

(会員登録の申込)

第4条 会員登録を希望する者は、その者の氏名、住所、生年月日、連絡先等を、市長に報告し、申し込まなければならない。

(会員登録)

第5条 市長は、前条の申し込みを受け付けたときは、審査を行い、登録資格を有するものと認めるときは、当該希望者に対し、会員として登録したことを証する書面（以下「会員登録証」という。）を交付する。

2 会員登録は、無料とする。

3 会員登録証の交付を受けた者が会員登録証を亡失したときは、再交付を受けることができる。

4 会員登録を受けた者は、会員登録証を譲渡し、又は転貸してはならない。

（会員特典）

第6条 会員登録を受けた者は、乗合タクシー又は和泉乗合バス（定時便を除く。）を利用する際、登録した自宅までの送迎を受けることができる。ただし、自宅までの送迎が困難な環境にあると運行者が判断した場合は、この限りでない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、告示の日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

行政区	乗合タクシー
西市、庄林、大矢戸、小矢戸、太田、西大月、東大月、中津川、南新在家、矢、城北町、北大野、大門、尾永見、坂戸、花山、下丁、中丁、上丁、犬山、清瀧	大矢戸・乾側線
伏石、柿ヶ嶋、八町、森本、松丸、萩ヶ野、花房、不動堂、石谷、大月、御領、橋爪、蓑道、落合、堂嶋、金山、小黒見、南六呂師、土打、上野、富嶋、新田、森目、新河原、土布子、下麻生嶋、川上、堂本、横枕、友江、中保	森目・阪谷線
下五条方、野中、東山、御給、友兼、開発、森政領家、医王寺、森政地頭、北御門、吉、木落、蕨生、下唯野、七板、田野、井ノ口、塚原、新塚原、富塚、菖蒲池	友兼・蕨生線
下舌、上舌、阿難祖地頭方、阿難祖領家、下黒谷、上黒谷、上荒井、深井、飯降、鋤掛、右近次郎、下舌下1区、千歳、南春日野、大西出、中西出、中村町、荒子町、木本領家、森山、西山、平沢、今井、佐開、上五条方、稲郷、上据、下郷、猪島、中据、下据、西据、榎、上篠座1区、西里	小山・木本堀兼線